

3 (略)	速やかに、規則で定めるところにより、当該汚染の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
4 (略)	3 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定有害物質等取扱事業場の敷地である土地が所在する市町村及び当該届出に係る汚染の影響が及ぶおそれがある土地又は地下水があると認められる市町村の長に通知するものとする。
第39条～第62条 (略)	4 第7条第3項の規定は、土壤基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。 第39条～第62条 (略)